

鏡石町上水道事業給水条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、鏡石町上水道事業給水条例(昭和42年条例第19号。以下「条例」という。)の実施のための手続きその他施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の構造及び付属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置は、量水器ますその他付属用具を備えなければならない。

(給水装置新設等の申込)

第3条 条例第10条に規定する給水装置の新設、増設、改造の申込みは、「給水装置工事申込書」の提出をもって行う。

(利害関係人の承諾書の提出)

第4条 条例第11条第3項の規定により町長が申込者から利害関係人の承諾書等の提出を求めるときは、次の各号の1に該当する場合とし、その提出者はそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。給水装置所有者の「給水管所有者分岐承諾書」(給水装置工事申込書)

(2) 他人の所有者を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。土地又は家屋所有者の「土地家屋使用承諾書」(給水装置工事申込書)

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。給水装置工事申込者の「誓約書」

(給水装置使用材料)

第5条 町長は、条例第11条第2号に定める設計審査又は工事検査において、鏡石町指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により町長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 条例第9条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。

この場合において、町長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

(1) 配水管への取付口位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。

(2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 条例第9条の規定により町長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなけれ

ばならない。

- (1) 工業基準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業所で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの。
- (2) 製品が政令第4条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの。
- (3) 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前各号の規定により管理者が指定した材料以外を使用することができる。
- (4) 町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないときは、当該材料の使用を制限することができる。
- (5) 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさにきめなければならない。

(給水管理設の深さ)

第8条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分において120cm以上、私道内においては120cm以上、宅地内においては60cm以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

第9条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓(当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの)までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

- (1) 口径が50mm以下の給水管 耐衝撃性硬質塩化ビニル管
- (2) 口径が75mm以上の給水管 硬質塩化ビニル管

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、町長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外を使用することができる。

(メーターの設置位置等)

第10条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第11条 条例第16条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、一建築物に1個とする。ただし、町長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、一建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する二以上の建物で水道を使用するときは、当該二以上の建物を一建築物とみなす。

(危険防止の措置)

第12条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停耐水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生じるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第13条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれがある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(総代人の選定届等)

第14条 条例第13条の規定による給水装置の所有者の総代人選定又は変更の届出は、「総代人選定(変更)届」により行う。

(メーターの損害弁償)

第15条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを亡失又はき損したときは、「メーター亡失(き損)届」を町長に届出なければならない。

- 2 町長は、条例第17条第4項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第16条 条例第20条各号並びに第21条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、「水道使用異動届」の提出をもって行う。
- (2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、「給水装置口径(用途)変更届」の提出をもって行う。
- (3) 消火演習に消火栓を使用するときは、「消火栓演習使用届」の提出をもって行う。
- (4) 給水装置所有者に変更があったときは、「給水装置所有者変更届」の提出をもって行う。
- (5) 消火栓を消火に使用したときは、「消防用水使用届」の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第17条 条例第23条第1項の規定により検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって行う。

(料金等の納入期限)

第18条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては納入通知書を発した翌月の末日、その他納入金は、別に定めない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(過誤納による精算)

第19条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、翌日以降の料金において精算することができる。

(料金等の軽減又は免除)

第20条 条例第34号の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号の一に該当するものうち町長が認めたものに対して行う。

- (1) 生活保護法の規定により保護をうける者の加入金
- (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (3) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (4) その他、町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は「水道事業納付金免除申請書」の提出をもって行う。

3 町長は、前項の申請書の提出があつた場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対して通知するものとする。

(措置命令)

第21条 条例第36条の規定による措置の指示は、「給水装置の管理義務違反に関する指示書」により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(水道使用上の注意)

第22条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないよう措置しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 鏡石町水道事業給水条例施行規則(昭和40年規則第5号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 この規則の施行の際、旧規則の規定によってなした届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規則の相当規定によってなしたものとみなす。